



(2026年4月1日現在)

1. 商 品 名 ( 愛 称 )	○ 自由金利型定期預金 <単利型> (愛称) こどものしあわせ応援定期Ⅱ
2. 販 売 対 象	○ 法人および個人のお客さま (個人事業主のお客さまも対象としています。)
3. 募 集 総 額	○ 200億円
4. 取 扱 期 間	○ 2026年4月1日(水)～2026年7月31日(金) 注) 募集総額に達した場合、金利情勢の変化、その他事由等により、お取り扱いを変更・中止させていただく場合があります。
5. 商 品 内 容	
(1) 種 類	○ 預入金額10万円以上1,000万円未満: スーパー定期預金<単利型>(自動継続) ○ 預入金額1,000万円以上: 大口定期預金<単利型>(自動継続)
(2) 預 入 方 法	○ 一括預入 ◆ 営業店窓口のみのお取り扱いとなります。 ◆ ATMまたはインターネットバンキングではお取り扱いできません。 注) 原則新規のお預け入れに限ります。
(3) 預 入 金 額	○ 10万円以上(1円単位) ※上限なし
(4) 預 入 期 間	○ 1年、3年、5年
(5) 預 入 金 利	○ 1年もの: 年0.50%(個人の場合: 税引後 年0.398%) ○ 3年もの: 年0.61%(個人の場合: 税引後 年0.486%) ○ 5年もの: 年0.71%(個人の場合: 税引後 年0.565%) ※法人のお客さまは総合課税となります。 ※初回満期日以降の適用利率は、継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示利率が適用されます。 ※店頭表示利率は、当行ホームページにてご確認ください。
(6) 利 息 計 算 方 法	○ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(7) 利 払 方 法	○ 満期日以後に一括して支払います。満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日以後に指定口座へ入金するか、または満期日以後に元金に組み入れて継続します。
(8) 税 金	○ 一般法人: 総合課税 ○ 個人: 原則、20.315%の源泉分離課税 ※マル優は非課税扱い
(9) 中 途 解 約 時 (初回満期日までの解約)	○ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。(スーパー定期預金は小数点第3位以下、大口定期預金は小数点第4位以下切捨て) ※ 中途解約利率は、約定利率に預入日から解約日までの預入期間に応じた下記の掛目を掛けて算出した利率を適用します。なお、この解約利率が解約日現在の普通預金利率を下回った場合は解約日における普通預金利率を適用します。 ○ 1年もの ◆ 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 約定利率×50% ○ 3年もの ◆ 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合 約定利率×90% ○ 5年もの ◆ 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 約定利率×30% ◆ 預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80% ◆ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90%

<p>(10) 寄付金の取扱</p>	<p>○ 寄付金算出基準 お預け入れいただいた定期預金を、毎年3月31日を基準日として残高確定し、その残高の0.01%相当額(1回あたりの上限200万円)を当行が子どもに関わる支援団体等(例:子ども食堂等の子育て支援団体、難病のお子さま支援団体、子どものスポーツチーム等)に寄付します。 ※お客さまのご負担はありません。寄付先は当行が選出いたします。</p> <p>○ 寄付回数(初回満期日まで) ◆ 預入期間/回数: 1年/1回 3年/3回 5年/5回 ※初回満期自動継続後の定期預金は、寄付の対象となりません。</p> <p>○ 当行ホームページへの企業名掲載について 毎年3月31日の寄付金算出基準日時点において、本定期預金の残高が3,000万円以上ある法人さまにつきましては、当行ホームページにて寄付金の贈呈に関する公表を行う際に企業名を掲載させていただきます。 ※なお、当行ホームページへの企業名掲載を希望されない法人さまにつきましては、取扱店にお申し出ください。</p>
<p>(11) 付加できる特約事項</p>	<p>○ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</p>
<p>6. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>○ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772</p>
<p>7. その他参考となる事項</p>	<p>○ 預金保険の対象商品です。 ○ 満期日以後の利息は処理日における普通預金利率により計算します。 ○ 預金および通帳等は譲渡、質入れすることはできません。 ○ マル優のお取り扱いとは通帳にマル優限度額の設定がある場合のみ対応が可能です。</p>